

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年11月 5 日

水 曜 日

第 3833 号

## 目 次

### 告 示

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ○指定代理納付者の指定                       | 1 |
| ○土地改良事業計画変更に関する適否決定及び書類の縦覧        | 2 |
| ○道路の供用開始                          |   |
| ○富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消し | 3 |

### 公安委員会規程

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 | 4 |
|---------------------------------|---|

### 公 告

- |            |  |
|------------|--|
| ○開発行為の工事完了 |  |
|------------|--|

## 告 示

### 富山県告示第468号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231号の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

平成26年11月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
- 指定代理納付者に納付させる歳入  
元気とやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
平成26年12月 1 日から平成27年 3 月31日まで

**富山県告示第469号**

土地改良事業計画変更に関する適否決定及び書類の縦覧について

常東用土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成26年10月24日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年11月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

土地改良事業変更計画書の写し  
定款の写し

**2 縦覧の期間**

平成26年11月12日から  
平成26年12月11日まで

**3 縦覧の場所**

立山町役場  
富山市役所  
舟橋村役場  
上市町役場

**富山県告示第470号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月 5 日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年11月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 415号	富山市中田二丁目 510番10から 富山市東富山寿町二丁目 618番5まで	平成26年11月5日	富山土木 センター

## 富山県告示第471号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消  
しについて

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所を指定し、併せて次の売りさばき人及び売りさばき所の指定を取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年11月5日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 指定したもの

- (1) 指定年月日 平成26年11月1日
- (2) 売りさばき人 富山市五福4187番地  
富山技研興業株式会社
- (3) 売りさばき所 富山市五福4186番地

### 2 指定を取り消したもの

- (1) 指定取消年月日 平成26年11月1日
- (2) 売りさばき人 富山市五福4186番地  
株式会社北日本自校サービス
- (3) 売りさばき所 富山市五福4186番地

規 程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成26年11月5日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

富山県公安委員会規程第 2 号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）の項の42中「第26条」を「第26条第 1 項の規定による地方の静穏を害するおそれある事態に際し、銃砲刀剣類の授受、運搬又は携帯を禁止又は制限する告示並びに同条」に改める。

附 則

この規程は、平成26年11月5日から施行する。

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年11月5日

富山県知事 石 井 隆 一

Table with 3 columns: 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 公 共 施 設 (位置・区域, 種 類), 開 発 許 可 を 受 け た 者 (住 所, 氏 名). Rows include locations like 射水市太閤山二丁目 4 番 2 外 22 筆 及 び 6 番 の 一 部, 射水市生源寺字宮西 126 番 2, and 砺波市東中 75 番 外 2 筆.